

名瀬労働基準監督署からのお知らせ

令和3年度 全国労働衛生週間

本週間 10月1日～7日 準備期間 9月1日～30日

※全国労働衛生週間実施要綱

<https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/youkou.html>

だより
労基署

第167号

R3.8.12

全国労働衛生週間は、働く人の健康の確保・増進を図り快適に働くことができる職場づくりに取り組む週間です。

この機会に自主的な労働衛生管理活動の大切さを見直し、積極的に健康づくりに取り組んでみましょう。

ストレスチェックの活用を！

[jisha.or.jp/campaign/eisei/eisei01.html](https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/eisei01.html)

化学物質のリスクアセスメント

[jisha.or.jp/campaign/eisei/eisei02.html](https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/eisei02.html)

治療と職業生活の両立

[jisha.or.jp/campaign/eisei/eisei03.html](https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/eisei03.html)

職場における腰痛予防対策

[jisha.or.jp/campaign/eisei/eisei04.html](https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/eisei04.html)

職場の受動喫煙防止対策

[jisha.or.jp/campaign/eisei/eisei05.html](https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/eisei05.html)

過労死等防止対策

[jisha.or.jp/campaign/eisei/eisei06.html](https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/eisei06.html)

労働衛生3管理の推進等

[jisha.or.jp/campaign/eisei/eisei07.html](https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/eisei07.html)

統計情報・参考資料

[jisha.or.jp/campaign/eisei/eisei09.html](https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/eisei09.html)

名瀬労働基準監督署

TEL 0997-52-0574

FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP

(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>)

新型コロナ特別労働相談窓口

鹿児島労働局

雇用環境・均等室

TEL 099-223-8239

働く人の

メンタルヘルス

ポータルサイト

「こころの耳」

(<https://kokoro.mhlw.go.jp/>)

☆大島郡地域産業保健センターのご案内☆

大島郡地域産業保健センターでは、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場における労働衛生管理の向上を図ることを目的とし、①労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談、②健康診断の結果についての医師からの意見聴取(就業判定を含む)、③長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導、④個別訪問による産業保健指導、などを実施しています。(厚労省の委託事業ですので費用は無料です！)

詳しくは0997-53-1993(携帯070-2197-8602)へお問い合わせください。

《労働相談コーナー》

Q 会社の労務担当者です。うちの会社で労働者に残業をさせることは、ほとんどないことから労働時間の管理、記録はとっていません。問題はないのでしょうか。

A 労働基準法により、使用者は労働時間を適切に管理する責務があります。適正に把握していなければサービス残業、過重労働の温床となることが多いです。労働時間適正把握ガイドラインでは、次のように適正な把握方法等が示されています。(以下「抜粋」)

1 労働日ごとに始業・終業時刻を確認・記録する。

2 始業・終業時刻の確認と記録は、原則として客観的な方法による。

(1) 使用者が自ら現認することにより確認し適正に記録する。

(2) タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し適正に記録する。

※自己申告制によらざるを得ない場合においては留意事項が示されています。

詳細はガイドラインを参照して下さい。

労働時間適正把握ガイドライン (<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/151106-04.pdf>)



「労基署だより」は、鹿児島労働局ホームページに掲載しています！